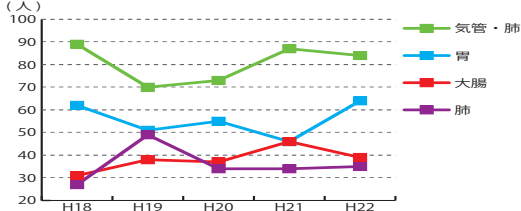


# 9月はがん征圧月間です 「がん」からあなたを守りましょう！

☎保健医療福祉連携課 ☎0857-20-0320 各総合支所市民福祉課 ☎14 ページ

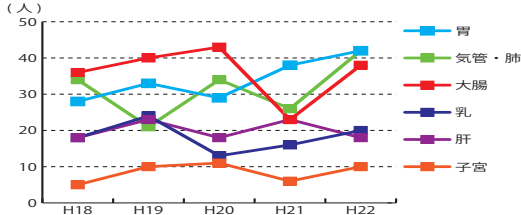
## ●日本人の2人に1人は「がん」になり、3人に1人が「がん」で亡くなっています。

鳥取市 がん死亡者数（男）



男性は肺がトップ！

鳥取市 がん死亡者数（女）



女性は胃肺大腸が上昇中！

## ●年1回、「がん検診」を受けましょう。

初期のがんには、ほとんどの場合自覚症状がありません。がんを早期に発見できれば治癒率もぐっと高くなります。がん検診の目的は、がんを早期に発見し早期に治療することで、がんから命を守ることです。

7月から鳥取市各種がん検診を実施しています。あなたとあなたの大切な人のため、必ずがん検診を受けましょう。

### ★鳥取市のがん検診★

#### 《検診期間》

7月1日～平成25年2月28日

#### 《がん検診の種類と対象者》

**胃がん・肺がん・大腸がん**：40歳以上の人  
**乳がん**：40歳以上で今年度偶数年齢になる女性  
(前年度未受診の場合受診可)

**子宮がん**：20歳以上の女性

※受診の際には「がん検診・歯科検診受診券」が必要です。届いていない人は上記問い合わせ先にご連絡ください。

※詳しくは市公式ホームページ、とっとり市報5月号にも掲載していますので、ご覧ください。

## ●検診は「受けた後」が大切です！

がん検診で「精密検査が必要」と言われた場合は必ず精密検査を受けましょう。精密検査を受けてはじめてがん検診を受ける意義があります。

## ●がんを防ぐ方法はあるの？

右記の8カ条を実践することで、多くのがんを予防することができますと考えられています。ぜひ、日々の生活に取り入れて、がんを防ぐ生活習慣を身につけましょう。

### がんを防ぐための8カ条

- ①禁煙する
- ②節度ある飲酒
- ③食塩は控えめに
- ④野菜・果物を食べる
- ⑤熱い飲食物は避ける
- ⑥定期的に運動を
- ⑦適切な体重管理を
- ⑧ストレスをためない

## 野焼きは禁止されています！

法律により、廃棄物の野外焼却（野焼き）は、次の場合を除いて禁止されています。

1. 国の定めた構造基準に適合した焼却炉で、基準に従った焼却。
2. 法律などに基づく処分により行う廃棄物の焼却。  
(例：森林病虫害等防除法に基づく病虫害の付着した木の枝の焼却)
3. 公益上、もしくは社会慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして次に掲げる焼却。

◆国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却。

(例：河川管理者が行う伐採した草木の焼却)

◆震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却。

(例：災害時における木くずなどの焼却)

◆風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。

(例：「とんど焼き」などの地域行事における焼却)

◆農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。

☎本庁舎生活環境課 ☎0857-20-3217

(例：農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却)

◆たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの。

(例：たき火、落ち葉焚き、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材や落ち葉の焼却)

しかし、いくら軽微な焼却でも、プラスチックやビニールなどの焼却や生活環境の保全上著しい支障を生じる焼却行為は認められません。

また、認められている野焼きを実施する場合でも、周辺の住民の迷惑にならないようにしましょう。

家庭から出たゴミは、市の収集日に出すほか、再利用に努めてください。

### 【違反した際の罰則】

5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはこの両方が科されます。



## 鳥取市屋外広告物条例について (平成24年10月1日施行)

問 本庁舎都市企画課 ☎ 0857-20-3271

鳥取市では、良好な景観を保ち、公衆に対する危害を防止するため、国の定める屋外広告物法に基づいて、新たに「鳥取市屋外広告物条例」を定めました。

美しい風景や住空間を守り、秩序ある街の景観を形成していくため、みなさんのご協力をお願いします。  
※この条例は、今までの「鳥取県屋外広告物条例」を踏襲しています。屋外広告物についての許可基準・申請の手続きに変更はありません。また、平成24年10月1日以前に許可済みの屋外広告物については、改めて手続きをする必要はありません。

### 【屋外広告物の許可手続きについて】

下図のような屋外広告物を設置するには、鳥取市長の許可が必要です。



- ①建物利用屋上広告塔 ②屋上利用屋上広告板 ③壁面利用広告板 ④広告幕(垂れ幕) ⑤建物利用壁面突出し広告板 ⑥野立て広告塔 ⑦野立て広告板 ⑧立看板 ⑨のぼり旗 ⑩気球広告(アドバルーン) ⑪電柱利用突出し広告板 ⑫電柱巻付看板

※詳しい基準、許可手続きは上記問い合わせ先まで。

## 鳥取市総合防災訓練にともない 緊急速報メール(エリアメール)を配信します。

問 本庁舎危機管理課 ☎ 0857-20-3127

とき 9月10日(月) 10:00

ところ 鳥取市内全域

※緊急速報メールは、携帯電話のほとんどの機種が、受信するよう初期設定されています。

※このメールは、マナーモードであっても受信音が鳴りますので、配信を希望しない人は一時的に電源を切ってください。

また、機種によっては受信できない場合や、受信に料金が発生する場合があります。詳しくは携帯電話会社にお問い合わせください。

## くらしの便利帳の配布について

問 本庁舎秘書課広報室 ☎ 0857-20-3132

市役所の窓口案内や観光、医療機関の情報など、本市での暮らしに役立つ情報を1冊にまとめた情報誌「鳥取市くらしの便利帳」を発行します。

このくらしの便利帳は、9月から順次、業者が各家庭に配布します。

ぜひ身近なところに置いていただき、みなさんの生活に役立ててください。



## 平成25年度 私立幼稚園入園児募集

問 各私立幼稚園 ☎ 下表参照

### ● 募集園児

2歳児(平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ)

※申し込み前に各園にお問い合わせください。

3歳児(平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ)

4歳児(平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ)

5歳児(平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ)

### ● 入園願書の受付

募集開始 10月1日(月)～

願書受付 11月1日(木)～

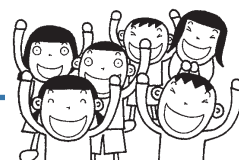
※募集要項・入園願書は、各園で配布しています。

### ● 預かり保育

開園時間はおおむね8:30～14:00ですが、働いている保護者のために、18:00ごろまで預かり保育を行います。

### ● 子育て支援

未就園児のお子さんと保護者のみなさんに、幼稚園を開放し、親子で園生活の楽しさを共有してもらえます。また、子育て相談、悩みや情報を交換したりする場を提供しています。



愛真幼稚園	西町一丁目226 ☎ 0857-22-3044
いなば幼稚園	滝山449-1 ☎ 0857-26-5656
修立幼稚園	立川町五丁目260-6 ☎ 0857-22-5855
小さき花園幼稚園	西町一丁目455 ☎ 0857-26-5141
鳥取第一幼稚園	吉方温泉一丁目609 ☎ 0857-22-5502
鳥取第二幼稚園	西品治856 ☎ 0857-22-8864
鳥取第三幼稚園	浜坂三丁目16-3 ☎ 0857-23-3305
認定子ども園 鳥取第四幼稚園	的場151 ☎ 0857-51-8580
鳥取第五幼稚園	美萩野二丁目233 ☎ 0857-59-1177
鳥取ルーテル幼稚園	元大工町46 ☎ 0857-24-7301
認定子ども園 ひかり幼稚園	湖山町北三丁目405 ☎ 0857-28-3101
認定子ども園 さくら幼稚園	桜谷347 ☎ 0857-23-4818

「預かり保育」と「子育て支援」については、各園で対応が異なることがありますので、詳しくは各園にお問い合わせください。